

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第9号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について
提 案 理 由	<p>堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、令和8年第3回市議会（定例会）に提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた。</p> <p>本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和8年5月20日、教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>義務教育費国庫負担金の算定基準額の引上げを踏まえ、全日週休日、休日等及び半日勤務日における部活動等の指導業務に係る教員特殊業務手当の額を引き上げることとし、所要の改正を行うもの</p> <p>2 改正の内容</p> <p>部活動等の指導業務に係る教員特殊業務手当について、手当の額及びその区分に係る従事時間を次のとおり改正するもの</p> <p>(1) 全日週休日及び休日等</p> <p>ア 従事時間が4時間以上であるときの区分を3時間以上の区分に変え、その手当の額を3,600円から3,900円に引き上げるもの</p> <p>イ 従事時間が2時間以上4時間未満であるときの区分を2時間以上3時間未満の区分に変え、その手当の額を1,800円から2,600円に引き上げるもの</p> <p>(2) 半日勤務日</p> <p>ア 従事時間（正規の勤務時間を除く。イにおいて同じ。）が4時間以上であるときの区分を3時間以上の区分に変え、その手当の額を3,600円から3,900円に引き上げるもの</p> <p>イ 従事時間が2時間以上4時間未満であるときの区分を2時間以上3時間未満の区分に変え、その手当の額を1,800円から2,600円に引き上げるもの</p> <p>3 施行期日等</p> <p>公布の日から施行し、改正後の規定は、令和8年4月1日から適用するものであること。</p>
備 考	

議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。<input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。<input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）
------------	---

報告第9号

市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた次の案件については、異議がないものとする事について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和8年5月20日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和8年6月18日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第5第14条第1項第4号に掲げる業務の項中「4時間」を「3時間」に、「3,600円」を「3,900円」に、「1,800円」を「2,600円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）別表第5の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用区分）

- 2 新条例別表第5の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた教員特殊業務手当について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例別表第5の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、新条例別表第5の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第5（第14条関係） 教員特殊業務手当額表			別表第5（第14条関係） 教員特殊業務手当額表		
業務	区分	手当の額（業務に従事した日1日につき）	業務	区分	手当の額（業務に従事した日1日につき）
(略)			(略)		
第14条第1項第4号に掲げる業務	1 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き <u>4時間</u> 以上であるとき。	<u>3,600円</u>	第14条第1項第4号に掲げる業務	1 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き <u>3時間</u> 以上であるとき。	<u>3,900円</u>
	2 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き <u>4時間</u> 以上であるとき。			2 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き <u>3時間</u> 以上であるとき。	
	3 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>4時間未</u> 満であるとき。	<u>1,800円</u>		3 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>3時間未</u> 満であるとき。	<u>2,600円</u>
	4 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>4時間未</u> 満であるとき。			4 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>3時間未</u> 満であるとき。	

(略)

(略)